

ダイナミック保証利用規約

第1章 総則

第1条（会員契約）

1. この規約（以下「本規約」といいます）は、りゅうきゅうモバイルを運営する株式会社 SATOUKIBI（以下「当社」といいます）が提供する「ダイナミック保証」（以下「本サービス」といいます）を利用する際に適用される会員契約の基本条件を規定するものです。

第2条（会員）

1. 会員とは、本規約を同意のうえ、会員の申込を行い、当社が承認した者をいい、会員は当社が交付する保証書を提示することで本サービスを利用できるものとします。
2. 本サービスは、本規約の他、当社がキャンペーン等に際して別途定める諸条件（以下「個別条件」といい、本規約と個別条件をあわせて「本規約等」といいます）に基づき実施、運営されます。なお、本規約の内容と個別条件の内容が矛盾する場合は、個別条件の内容が優先するものとします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 本サービス（ダイナミック保証）

会員が登録した保証対象機器に生じた自然故障、破損・水濡れによる故障（以下、総称して「故障等」といいます）、盗難、紛失に対して提供する、修理サービスまたは交換品提供サービスおよび代替機貸出サービスの総称を指します。本サービスの具体的な内容はプランによって異なります。

2. 保証対象機器

日本国内において当社または当社が別に定める販売店により提供される当社の提供する新品の端末機器をいい、本サービス申込時に登録する下記の機器とします。

- ①スマートフォン
- ②その他当社が指定する機器

3. 保証開始日

当社による会員契約の承諾の手続きが完了した日の翌日。

4. 保証のご利用回数

保証開始日を基準として過去1年間（登録電話機の変更、ご利用料金の変更がなされた場合などでも、期間はリセットされません）に、ご契約番号（ご契約番号が変更になった場合は、変更前のご契約番号を含みます）にかかる登録電話機につき、サービス利用契約に基づき既に1回（プレミアムに加入している場合、盗難、紛失以外は2

回)保証を受けられている場合は、保証をご利用いただくことができないものとし
ます。保証回数は、保証開始日から1年でリセットされます。持ち越しは出来ませ
ん。

5. 盗難、紛失

保証対象機器の盗難、紛失または火災による焼失（以下、これらを併せて「盗難・紛
失」といいます。）

6. 修理サービス

故障等した保証対象機器を修理するサービス。

7. 交換品提供サービス

故障等した保証対象機器と当社が指定する機器とを交換するサービス。

8. 保証上限金額

別記4（保証上限金額および保証上限回数）に定める保証上限金額。

9. 保証上限回数

別記4（保証上限金額および保証上限回数）に定める、保証上限回数。

10. 修理会社

①スマホステーション株式会社 本店所在地：東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-10-1
いなりやビル

②株式会社スマホスピタル 本店所在地：大阪市北区芝田2丁目1番3号

第4条（本規約の変更）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本規約の変更をすることにより、変更後
の本規約の条項について合意があったものとみなし、個別に会員と合意をすること
なく本規約の内容を変更することができるものとします。

①本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

②本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容
の相当性、本条の規定により本規約の変更をすることがある旨の定めの有無及
びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、本規約を変更するときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更す
る旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期をメールその他の適切な方
法により会員に通知するものとします。

3. 変更後の本規約については、会員へ通知した時点より、効力を生じるものとします。

第2章 会員契約の締結等

第5条（会員契約の申し込み・承諾）

1. 会員契約は以下のいずれかの時点においてのみお申し込みいただくことができま
す。

①当社または当社が別に定める販売店において当社通信サービスの新規加入時

に、新品の保証対象機器を購入される場合。

- ②当社または当社が別に定める販売店において当社通信サービスを契約中の方で機種変更および端末増設のため、新品の保証対象機器を購入される場合。
- ③当社通信サービスの一時休止後、再利用するに際し、当社または当社が別に定める販売店において新品の保証対象機器を購入される場合。
- ④当社が別に定める販売店において当社以外の通信サービスの新規加入時に、新品の保証対象機器を購入される場合。

第6条（本契約の成立）

申込者は、当社が定める手続きにより、当社通信サービスの契約者回線毎に会員契約の申込みをするものとし、当社が承諾したときをもって会員契約は成立します。

第7条（会員契約の契約期間）

1. 会員契約の契約期間は、当社による会員契約の承諾の手続が完了した翌日から、本規約に従って会員契約が解約、解除、終了する日までとします。
2. 本規約の締結日以降、会員が保証対象機器を第三者に譲渡し、又は保証対象機器の利用を停止した場合、会員契約は終了します。その場合、会員は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。

第8条（変更事項の届出）

1. 会員は、会員情報に変更が生じた場合は、速やかに当社の所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 会員が、前項の変更を怠ったため、当社からの通知が延着し、または到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。また、会員が前項の変更を怠ったために会員に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第9条（会員からの解約）

1. 会員契約の解約を希望する会員は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 前項の通知が当社に到着した場合、到着日の属する月の月末をもって会員契約は終了します。

第10条（当社からの会員契約の停止・解除）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、会員契約の一部または全部を停止し、もしくは解除することができるものとします。なおこれによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

- ①会員が死亡したとき、または成年被後見人に該当したとき。
- ②本規約の定めに違反する行為を行っている、または行っているおそれが高い場合。
- ③会員と1か月以上連絡がつかないとき。
- ④会員が、本サービスを詐取する目的で対象事故を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ⑤差押、仮差押、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき、または破産、民事再生手続き、会社更生、会社整理等の申立があったとき。
- ⑥会員の信用状態、財産状態が悪化し、または悪化のおそれがあると当社が認めたとき。
- ⑦会員が当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑧会員が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という)第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人)であることが判明した場合。
- ⑨会員が実在しない場合。
- ⑩過去に、会員の資格が取り消されていることが判明した場合。
- ⑪当社または第三者に対してその著作権、特許権実用新案権、意匠権及び商標権等の知的財産権、あるいは氏名表示権等の著作者人格権、または肖像権等の権利の侵害、または不正競争防止法の違反となるような行為を行った場合。
- ⑫当社または第三者の名誉を毀損するような行為を行った場合、その他公序良俗に反するような行為を行った場合。
- ⑬当社が会員契約の継続を適切でないと判断した場合。
- ⑭会員契約の月額料金ならびに当社通信サービス料金その他の当社通信サービス等に係る料金の支払いを支払い期限までに行わなかった場合。

第11条 (期限の利益の喪失)

会員は、本規約の定めにより当社から会員契約を解除された場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第12条 (本サービスの終了)

当社は、3ヶ月前までに会員に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。本サービスの全部が終了した場合は、当該時点をもって会員契約は自動的に終了するものとします。

第3章 会員契約の月額料金

第13条（会員契約の月額料金、算定方法等）

1. 会員契約の月額料金は、別記1（会員契約のプラン）に定めるとおりとします。
2. 会員契約の月額料金は会員契約の契約期間中において発生します。

第14条（月額料金の支払義務等）

1. 会員は、別記1（会員契約のプラン）に定める月額料金を支払うものとします。
2. 会員契約の期間中、対象事故等が発生しない場合でも、会員は会員契約の月額料金を支払うものとします。
3. 会員契約の月額料金については、月の途中で会員契約が終了した場合でも、その終了原因に拘わらず、日割計算は行わないものとします。
4. 当社の責めに帰すべき場合を除き、一度お支払いいただいた月額料金は返金することができません。

第15条（月額料金の支払方法等）

会員は、別記1（会員契約のプラン）に定める会員契約の月額料金について、当社が本規約に基づき、指定した支払い方法により支払うこととします。

第4章 保証

第16条（本サービスの概要）

1. 本サービスは、会員から保証書の提示とともに保証請求があったときに、本規約に基づき修理、交換品提供または代替機貸し出しを行うサービスです。
2. 本サービスは、日本国内においてのみ提供します。

第17条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部または全部を、第3条（用語の定義）に定める修理会社に委託できるものとします。

第18条（本サービスの中断）

1. 当社は、天災事変、システムメンテナンスにより、本サービスの全部または一部を、一時的に中断することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中断することが事前に判明しているときは、会員に対し、その旨をメール等にて通知します。

第19条（修理サービス）

1. 本サービスの提供期間中に、会員から本サービスの保証請求があったとき、当社は本規約に基づき故障等した保証対象機器の修理を実施します。なお、会員は、修理サービスの提供において、当社が正規品以外の修理用部品を保証対象機器の修理に用いることがあることに同意するものとします。
2. 会員は、修理サービスにより交換された保証対象機器の不良部品等について所有権を放棄すること、および当社がこれを処分できることに同意します。
3. 当社は、技術上またはメーカーの製造中止等により修理用部品の調達の困難等やむを得ない事由により、修理サービスを提供しない場合があります。
4. 修理サービスの提供において、保証上限金額を超え、別記1（会員契約のプラン）に定める保証上限金額の超過額が生じる場合には、当社は、会員に超過額を支払った上で修理サービスの提供を受けるか否かの確認の連絡をするものとします。会員の修理意思の確認、および別記1（会員契約のプラン）に定める保証上限金額の超過額の支払いを確認できた場合に、当社は修理サービスの提供するものとします。
5. 修理サービスを受けた対象機器について同一箇所かつ同一事象の故障が発生し、会員が修理の完了日（修理が完了した保証対象機器を会員が受け取った日）を起算日として3ヶ月以内にその旨を受付窓口連絡した場合、当社は、当社の費用負担において再修理を行います。
6. 故障箇所が複数ある場合は、一部のみの修理は受け付けできません。一部分の修理だけでは製品の品質が保証できないため全て修理を行います。
7. 修理サービスの提供に伴い送料が発生する場合、当社が会員に対して送付する場合は当社負担、会員が当社へ送付する場合は会員の負担とします。なお、当社または会員の責めに帰すべき事由等、特段の事情がある場合は、当該責任を負う当事者が送料を負担するものとします。

第20条（交換品提供サービス）

1. 当社は、下記①または②の条件を満たす場合、会員の同意の上で交換品提供サービスを提供します。
 - ①修理サービスの提供が困難な場合。
 - ②盗難、紛失にあった場合（対象となるプランのみ）。
2. 会員に提供する交換品は、原則として交換品提供サービスのお申込みをされた保証対象機器と同一機種および同一色とします。ただし、同一機種または同一色の交換品のご提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途当社が定める交換品から同等の機種または色の交換品を選択できるものとします。交換品には、保証対象機器1台につき、交換用端末1台、電池パック1個が含まれます。
3. 交換品は、当社または当社が別に定める販売店により提供される新品または中古品を

使用することとします。

4. 交換品は、メーカー・型番・色・OSのバージョンなど、会員のご希望に添えない場合があります。
5. 交換品提供サービスを提供する場合、当社は、事前に会員に交換品提供サービスの提供を受けるか否かについて確認の連絡を行うものとします。会員の交換品提供サービスの提供を受ける意思の確認ができた場合に、当社は交換品提供サービスを行います。
6. 交換品提供サービスの提供において、交換品が保証上限金額を超え、別記1（会員契約のプラン）に定める保証上限金額の超過額が生じる場合には、当社は、会員に超過額を支払った上で交換品提供サービスの提供を受けるか否かの確認の連絡をするものとします。会員の交換品提供サービスの提供を受ける意思の確認、および別記1（会員契約のプラン）に定める保証上限金額の超過額の支払いを確認できた場合に、当社は交換品提供サービスを行います。
7. 交換品に故障があった場合、会員は、交換品受領後14日以内に当社へ連絡するものとします。なお、会員から当社へ当該期間内に連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。
8. 交換品に故障があった場合、会員は、前項の当社への連絡とあわせて当社へ故障等のある不良交換品を返送するものとします。当社が当該交換品に故障等があることを確認した場合には、当社は会員に対し別の交換品を発送するものとします。
9. 交換品提供サービスが提供された場合、当社が指定する機器を引き渡した時点をもって、会員より当社が受け取った故障等した保証対象機器については当社に、会員に引き渡した当該交換品については会員に各々の所有権が移転するものとします。
10. 交換品提供サービスの提供に伴い送料が発生する場合、当社が会員に対して送付する場合は当社負担、会員が当社へ送付する場合は会員の負担とします。なお、当社または会員の責めに帰すべき事由等、特段の事情がある場合は、当該責任のある当事者が送料を負担するものとします。
11. 盗難、紛失による本サービスの利用時で、当社通信サービスを契約されている場合は、交換品とともに当社通信サービス契約の携帯電話番号を登録したSIMカード等をお送りいたします。交換品とSIMカードの発送時点で、それまでご利用になられていたSIMカードは利用できなくなります。なお、当社が会員にSIMカード等をお送りする場合は、当社が別途定めるSIMカード再発行手数料が発生します。
12. 盗難、紛失による本サービスのお申し込みには60日以内に発行された信憑書類（盗難届・紛失届など）の提出が必要です。

第21条(代替機貸出サービス)

1. サービス内容

第 19 条（修理サービス）および第 20 条（交換品提供サービス）の提供に伴い会員が代替機貸出を希望される場合、代替機の貸出を行います。なお、在庫状況によっては代替機を貸出できない場合があります。

2. 代替機の貸出し後、保証対象機器の修理が完了した場合、修理が完了した保証対象機器の返却と引き換えに代替機を回収します。なお、輸送状況等によって、代替機と保証対象機器の引き換えが同時ではない場合があります。
3. 代替機の盗難・紛失・未返却時の費用負担
会員が代替機を盗難・紛失した場合、又は未返却の場合には、代替機の機器代金相当を請求致します。機器代金は市場価格に準じます。
4. 代替機貸出サービスサービスの提供に伴い送料が発生する場合、当社が会員に対して送付する場合は当社負担、会員が当社へ送付する場合は会員の負担とします。なお、当社または会員の責めに帰すべき事由等、特段の事情がある場合は、当該責任を負う当事者が送料を負担するものとします。

第 2 2 条 （メーカー保証の優先）

保証対象機器の故障がメーカー保証の対象となる場合、本サービスに先立ってメーカー保証を優先してご利用いただくようお願いする場合があります。

第 2 3 条 （本サービスの保証請求方法）

会員が本サービスの保証請求するときは、別記 7（本サービスの保証請求方法）に定めるとおり行うこととします。

第 2 4 条 （サービス提供のみなし完了）

1. 当社が会員と 1 ヶ月以上連絡が取れなくなった場合、会員への本サービスの提供を完了したものとみなします。
2. 前項の定めにより、本サービス提供が完了したものとみなした場合、お預かりした保証対象機器を会員に返却いたします。会員が保証対象機器を返却日から 1 か月以内に受領しなかった場合には会員はその受領の意思がないものとみなし、当社が任意に処分できるものとします。

第 2 5 条 （保証請求のキャンセル）

1. 会員は、本サービスの申し込み後は、原則として保証請求をキャンセルできないものとします。
2. 前項にかかわらず、下記①または②該当する場合に限り、会員のキャンセルのお申し出により、本サービスの保証請求をキャンセルできることとします。この場合は、別記 4（保証上限金額および保証上限台数）に定める年間保証回数には含みません。
①当社が故障等した対象機器の修理に着手していない場合。

- ②当社が交換品の調達に着手していない場合。
3. 本条1項にかかわらず、下記①～③に該当する場合は、当社はキャンセルとして扱います。この場合は、別記4（保証上限金額および保証上限回数）に定める年間保証回数には含みません。
- ①故障等した保証対象機器について修理サービス又は交換品提供サービスの提供ができない場合。
- ②会員が保証上限金額を超える修理を希望したが、会員の意向確認後1か月以内に、保証上限金額の超過額の支払いを確認できない場合。
- ③修理に着手するにあたり、会員と連絡が取れない場合。
4. キャンセルの場合は対象機器を返却します。なお、対象機器の返却に係る費用は会員の負担とします。

第26条（対象機器の内部データ）

会員が、本サービスの提供を受けるにあたり対象機器および付属品等に記録されたデータについて、当社は責任(その漏洩等を防止する責任、その漏洩等により会員に生じた損害を賠償する責任を含みます。)を負いません。会員の責任のもと、データ等のバックアップおよび消去を実施しなければなりません。

第5章 その他

第27条（禁止事項）

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、本規約および以下各号に定める事項を行ってはならないものとします。会員による禁止事項への違反が判明した場合は当社は会員契約の停止・解除若しくは本サービスの提供を中止するものとします。なお、当社はこれによる会員の損害について一切の責任を負いません。
- ①本サービスの保証請求にあたって虚偽の事項を申告する行為。
- ②本サービスを修理等の目的以外で利用する行為（修理等の目的以外で専用受付電話を利用する行為を含む）。
- ③本サービスに関連する権利を第三者に譲渡し、または担保に供与する行為。
- ④不法行為をすることを目的とする場合。
- ⑤当社若しくは第三者の財産、プライバシー又は知的財産権等の権利、個人情報を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ⑥上記各号の他、法令、公序良俗、本規約等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第28条（個人情報の取り扱い）

1. 会員から取得した個人情報の取り扱いについて、当社は、当社が定める個人情報保護方針、プライバシーポリシー（URL: <https://ryukyu-mobile.com/privacy/>）に従い、適切に管理するものとします。
2. 会員は、本サービスの履行の目的のために、当社が会員の個人情報を当社子会社、関連会社または当社が選定した業務委託先、修理会社などに提供することに同意するものとします。また、修理の都合上、お預かりする保証対象機器の記憶媒体にアクセスを行う場合がありますので、その点もご了承ください。

第29条（損害賠償）

1. 会員が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社または第三者に損害を与えた場合には、当社または第三者が被った損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 当社が会員に対して損害賠償義務を負う場合、賠償額は過去1年分の保証料に相当する金額を上限とします。

第30条（責任の限定及び免責）

1. 当社は、本サービスの提供をもって、故障等した対象機器の完全な解消等を保証するものではありません。
2. 当社は、会員からの問い合わせを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
3. 会員は、本サービスが製造メーカー等が提供する正規サポートとは異なるサービスであることを理解した上で、問い合わせの内容によっては、対象機器の製造メーカー等のホームページを紹介することや、メーカー等に対して会員自身で直接問い合わせることを依頼するに留まる場合があることを了承します。
4. 当社は、オペレータの説明に基づいて会員が実施した手続・作業等についてそれによる改善を保証するものではありません。
5. サイバーテロ、自然災害、停電等、不可抗力を原因として発生した損害については、当社は責任を負いません。
6. 当社は本サービスに係る対象機器内の情報等の保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当該情報等の変質、毀損、障害、滅失等について、何らの責任も負わないものとします。但し、当社の故意または重過失による場合はその限りではないものとします。

第31条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社は、当該無効の条項又は部分を適法、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効の条項又

は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第32条 (準拠法と合意管轄)

1. 本規約は日本国法に準拠し正式言語を日本語とします。
2. 本規約に関する一切の紛争については那覇地方裁判所又は那覇簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2020年12月11日から実施するものとします。

別記

1. 会員契約のプラン

ダイナミック保証			
プラン	ライト	ベーシック	プレミアム
保証料(税別)	380円	480円	880円
自然故障	○	○	○
破損	○	○	○
水濡れ	○	○	○
紛失	×	×	○
盗難	×	○	○
保証方法	修理 または 機器交換		
保証回数	年間1回		年間2回 ※盗難・紛失は1回のみ
保証上限額	2万円/回	2万円/回	4万円/回
自己負担額	0円	0円	0円
貸出	×	○	○
割り込み	×	×	○

2. 対象機器の条件

- ①当社または当社が別に定める販売店にて販売した新品の端末機器であること。
- ②日本国内で修理可能なものであること。

3. 対象機器から除かれるもの

- ①付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・バッテリー等。
- ②レンタル・リースなどの貸借の目的となっている機器。

4. 保証上限金額および保証上限回数

- ①1 回あたりの保証金額は上記 1.に定める金額を上限とし、年間の保証回数は上記 1.に定める回数を上限とします。
- ②修理費用が保証上限金額に満たない場合でも、次回の保証に繰り越されません。
- ③修理サービスの提供において、保証上限金額を超える場合の超過金額は、会員負担となります。
- ④保証上限回数が1回または2回に満たない場合でも、次回の保証年度に繰り越されません。
- ⑤上記で保証される故障等は、下記5（本サービスが提供する故障等の定義）に定めるとおりとします。
- ⑥ベーシックプラン契約者、プレミアムプラン契約者は、機器購入日から5年経過後は、ライトプランへ移行していただきます。

5. 本サービスの対象となる故障等の定義

- ①本サービスの対象となる故障等は、下記(1)～(3)となります。
 - (1)自然故障
保証対象機器の取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとに発生した故障。ただし、保証請求時点で機器購入日から5年超の機器は除きます。
 - (2)破損
会員の軽過失または不可抗力により、対象機器を破損させてしまった場合の全損、一部損等の故障。
 - (3)水濡れ
会員の軽過失または不可抗力により、対象機器を水濡れさせてしまった場合の故障。
- ②下記の理由によって生じたものについては故障等に含まれません。
 - (1)対象機器の自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れ
 - (2)擦り傷、汚れ、しみ、焦げ等の外形上の損傷、または通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合
 - (3)コンピュータウイルスに起因する不具合

6. 保証対象外及び免責事項

- ①次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、会員は、本サービスの提供が受けられないものとします。
 - (1)会員の故意、重大な過失、法令違反、対象機器の取扱説明書等に従わないことに起因する場合。
 - (2)地震、噴火、風水災、その他の自然災害（落雷を除く）に起因する場合。
 - (3)戦争、暴動またはテロに起因する場合。

- (4)会員が申告する故障等を、当社が確認できない場合。
- (5)当社の指定する業者以外の者による対象機器の分解、改造、解析、修理等に起因する場合。
- (6)会員が本サービスの適用資格を有していないとき。
- (7)OS のアップデートおよび更新作業による不具合、アプリケーション等ソフトウェアの不具合、初期化に関する不具合、SIM の不具合の場合。
- (8)保証対象機器または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
- (9)本サービスのお申込み時において、お支払期限を超過してもなお支払いただけない月額料金ならびに当社通信サービス料金その他の当社の通信サービス等に係る料金があるとき。
- (10)対象機器が核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性を受けた場合を含みます。）。
- (11)公的機関により対象機器を差押え、没収された場合。
- (12)会員から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- (13)本サービスの解約日の翌日以降に生じた対象機器への故障等がある場合。
- (14)本規約に違反した場合。
- (15)会員に該当しない場合若しくは会員が保証書を所持していない場合。
- (16)保証対象機器に生じた損害が、他の保険や補償により補填された場合。
- (17)その他、会員の本サービスの利用について当社が不適切であると判断した場合。

7. 本サービスの保証請求方法

- ①本サービスの保証請求の連絡は、保証対象機器の故障発生から1ヶ月以内に、本サービス専用の保証受付窓口（以下「受付窓口」といいます。）へ、会員本人から電話してください。
- ②受付窓口は、会員の本人確認、本サービスの契約状況、故障等した保証対象機器の状況等について、電話にて確認します。
- ③上記確認の結果、本サービスの保証対象と保証受付窓口が判断する場合、会員は、案内に従って保証書持参のうえ、保証受付窓口が指示する場所へご来店してください。

<本サービスのご修理受付窓口>

〒110-0015

東京都台東区東上野4丁目12-1 K.Tビル3F

スマホステーション株式会社 上野コールセンター

ダイナミック保証受付窓口 年中無休 10:00~19:00

TEL 0570-006-908